

～トピックス～

1. 定額減税が開始されます
2. 税務カレンダー（2024年5月、6月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

「そんな馬鹿なことはできない」と誰もが思うことならば、
競争相手はほとんどいない

ラリー・ページ（Google 創業者）

※経営者100の言葉より引用

定額減税が開始されます

令和6年6月から始まる定額減税について、国税庁「定額減税特設サイト」では、制度紹介、Q&A、様式集が公開されています。合計所得金額1,805万円以下の居住者は、令和6年分所得税額から本人3万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円が控除され、令和6年分個人住民税所得割額から本人1万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき1万円が控除されます。

◆給与に係る定額減税

給与支払者は、令和6年6月1日現在の在職者（基準日在職者）から扶養控除等申告書の提出を受けた場合（甲欄適用者）、6月1日以後、最初に支払う給与・賞与等の源泉徴収税額から月次減税額を順次控除します（月次減税事務）。年の中途で同一生計配偶者や扶養親族の異動などが生じた場合は、年末調整にて精算します（年調減税事務）。減税額は各人別控除事績簿を備えて管理し、源泉徴収票の摘要欄には、定額減税控除済額を記載します。扶養控除等申告書に記載していない合計所得金額900万円超の基準日在職者の同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族には、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」等の提出を受けます。

◆公的年金等に係る定額減税

公的年金等の支払いを受ける者は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出することにより、6月1日以後、最初に支払う年金の源泉徴収税額から定額減税額を順次控除します。年の中途で同一生計配偶者や扶養親族の異動などが生じた場合は、年末調整にて精算します。

◆事業所得・不動産所得・退職所得の場合

事業所得・不動産所得のある納税者は、予定納税額から定額減税の本人分が控除されます。さらに、予定納税額の減額申請の手続により、同一生計配偶者分、扶養親族分の減税額相当額を控除できます。予定納税のない納税者は、確定申告にて定額減税額の控除を受けます。退職所得のある納税者は、源泉徴収時に定額減税額の控除は行われず、確定申告にて控除を受けます。

◆住民税額からの控除方法

住民税所得割額からの控除は、給与所得で特別徴収の場合、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均等額を控除。普通徴収の場合、第1期分（令和6年6月分）から順次控除。公的年金等は、令和6年10月分の特別徴収税額から順次控除。控除しきれない額は、調整給付金で支給されます。

2024年5月の税務

5月10日

●4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日

●特別農業所得者の承認申請

5月31日

●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
●3月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

2024年6月の税務

6月10日

●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

6月17日

●所得税の予定納税額の通知

7月1日

●4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
●確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

○自動車税（種別割）の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

○鉦区税の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
●国外財産調書・財産債務調書の提出

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

いつも機嫌がいい人の小さな習慣

仕事も人間関係もうまくいく88のヒント



新しい自分に
出よう！

ひとり時間
週末

池田千恵

53 癒される方法
カラダが
ココロと
完全
ラフセッション
丁寧な
暮らし

ジャンル 自己啓発・マインド 生産性・時間管理

著者 池田千恵

出版社 三笠書房

出版日 2023年11月20日

評点

総合 3.5	★★★★★	明瞭性 3.5	★★★★★
革新性 3.0	★★★★★	応用性 4.0	★★★★★

書籍要約サービス「フライヤー」の
詳細・お申込みはこちら



「ひとり時間ができても、スマホを見ているだけで終わってしまう」「たまにはゆっくりひとり時間を過ごしたいけれど、平日はバタバタ……」「週末は人と会う予定が詰まっている」

本書はそんな人にぜひ読んでほしい一冊だ。

著者の池田千恵氏は、言わずと知れた朝活の第一人者である。2009年に刊行した『「朝4時起き」で、すべてがうまく回りだす!』がベストセラーになった後も、『心と体に「余白」が生まれる 週末朝活』や『ME TIME 自分を後回しにしない「私時間」の作り方』など、今の時代に合った朝活や時間術の本を上梓し、多くの読者に支持されている。

そんな池田氏の本作のテーマは「週末ひとり時間」だ。週末にひとり時間を確保してリフレッシュや自分磨きに充てるための時間術や週末ひとり時間におすすめの活動などを教えてくれる。

本書には、週末ひとり時間をより充実させるために平日にやっておきたいことも紹介されている。一冊読み通すと、毎日の過ごし方が変わり、新しい自分に出会えることだろう。

◆◆◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>